# 令和5年度 第4回松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和 6 年 1 月 26 日(金) 午後 3 時 00 分~午後 5 時 10 分		
開催場所	松阪市役所 入札室		
	委員長 楠井嘉行 (三重大学学長顧問/弁護士/博士(医学))		
出席者	副 委 員 長 村田 裕 (前 名城大学法科大学院教授/三重県市町		
(敬称略)	村振興協議会和解あっせん事業運営委員		
	会会長)		
	委 員 伊藤 久美子(三重県私学協会専務理事/博士(法学))		
	委 員 横山 賢 (前 三重県建設技術センター常務理事/一		
	級建築士)		
事 務 局	契約・検査担当参事 野邉 検査指導係長 稲森		
	契約監理課長 池内 契約担当主幹 中西		
	調達担当監柳川契約係主任杉		
	検査指導担当主幹 茨木		
議 題	議題1		
	入札及び契約の状況報告(令和 5 年 10 月から令和 5 年 12 月分)		
	・工事の発注状況について		
	・指名停止措置の運用状況について		
	議題2		
	抽出事案の審議(伊藤委員抽出)		
	議題3		
	随意契約に係る意見聴取について		
	その他		
	次回開催日程及び抽出委員の選出等について		
	現場視察		

委員	事務局		
●入札及び契約の状況報告(令和5年10月から令和5年12月分)			
	・工事の発注状況について		
	第 3 四半期の入札件数は総計 119 件。内訳と		
	して工事 97 件、委託 14 件、入札不調 3 件、入		
	札中止は 5 件。前年度同時期と比較し 24 件の		
	減。		
	契約金額は総額 13 億 4,082 万 800 円。内訳が		

工事 12 億 5,903 万 5,800 円、委託 8,178 万 5,000 円で前年度同時期と比較し総額 8 億 1,707 万 1,420 円の減。

平均落札率は、全体で 88.44%、内訳として工 事が 89.75%、委託が 79.40%。入札参加者は、全 体で 9.5 社、工事 10.2 社、委託が 5 社。

## ・指名停止措置の運用状況について

この四半期における指名停止は3件。

- ①他県で発注された消防庁舎新築の設計業務の 入札をめぐり、官製談合防止法違反及び公契約 関係競売入札妨害の疑いで令和5年11月16日 に逮捕された。有資格業者である同社の役員等 又は使用人が官製談合防止法違反及び公契約関 係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことは、松 阪市建設工事等指名停止措置要領別表第2第3 号(3)に該当するため令和5年12月5日から 令和6年1月4日の1か月間の指名停止の措置 を講じた。
- ②高富水源地 1 号配水ポンプ盤更新工事の入札をめぐり、公契約関係競売入札妨害の疑いで令和 5 年 11 月 29 日に逮捕された。有資格業者である同社の役員等又は使用人が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことは、松阪市建設工事等指名停止措置要領別表第 2 号第 3 号 (3) に該当するため令和5年 12 月 5 から令和6年1月4日の1か月間の指名停止の措置を講じた。
- ③他県で発注された消防庁舎新築の設計業務の 入札をめぐり、官製談合防止法違反及び公契約 関係競売入札妨害の疑いで令和 5 年 11 月 16 日 に逮捕された。有資格業者である同社の役員等 又は使用人が官製談合防止法違反及び公契約関 係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことは、松 阪市建設工事等指名停止措置要領別表第 2 第 3 号(3)に該当するため令和 5 年 12 月 5 日から

令和6年1月4日の1か月間の指名停止の措置 を講じた。

#### ●抽出事案の審議(伊藤委員抽出)

この四半期における高落札率の案件、入札 参加者が少数となった案件などについて確 認したい。

事務局に説明をお願いしたい。

まず、建設工事関係について報告させていただく。全体的な意見として、今期も土木関係は「最低制限価格」と同額となる応札額が多く見受けられた。一方、建築関係については応札額に開きがあるものの「最低制限価格付近」での応札結果となった。

次に抽出案件。土木一式工事の「古川橋外2橋橋梁修繕工事」、「奥谷橋橋梁修繕工事」。入札参加者数が5社未満と少数である。橋梁修繕工事においては、以前から入札参加者が少ない傾向、また、入札参加者がなく入札不調となる案件もあった。担当課としても複数の橋を合冊して設計金額を上げるなどの対応はしていただいている。推測ではあるが、同様の工事は、三重県が管理する橋梁でも数多く発注されていることに加えて、河川に架かる橋であるため、原則、非出水期(10月~翌4月)での施工に限定されるため、市の発注する安価な工事より、三重県の発注する高価な工事へ技術者を配置したいため、市の発注参加は少ない傾向にあると思われる。

次に「マンホールピット整備工事」。こちらは 高落札率となった案件。

入札参加者は3者であったが、1社が入札を辞退し、もう1社が同日落札制限による無効により、最終的には1者の応札となった。結果、落札率が99.74%となっている。工事概要については、旧三雲管内全域に整備されている農業用集落排水施設本体に附帯するマンホールピットからのオーバーフロー管の設置やピット内清掃である。このマンホールピット内を清掃するにあたり特殊車両を使用する。このため輸送費等が嵩んだものと推測しております。

次に測量・建設コンサルタント関係。

今期、全体的に見ると建設工事同様、最低制限 価格と同額の応札額が多く「電子くじ」にて落札 者を決定した案件が多数であった。

また、業務委託に関する最低制限価格の制度 の運用について、地質調査業務において「解析等 調査業務価格」を計上している場合において、一 般的に諸経費は一般管理費という考え方を解析 等調査業務費として算出するものとして統一を 行った。

## 入札中止について

入札中止は5件。公告中に設計書に誤りがあっ たため中止の措置を行った。再度公告を行い入 札執行済みである。

## 入札不調について

入札不調は3件。「三雲南こども園パーゴラ設置 他工事」、「松阪公園防犯カメラ設置工事」は、入 札参加者が無かったため不調。「松阪市公共下水 道事業汚水管渠地震対策化工事」は、全社最低制 限価格を下回ったため不調となった。

それでは、私からの抽出案件として何点 かの意見を申し上げたい。

橋梁等の河川工事は、時期的に集中し参加 数が少なくなる。その時々で参加者の状況も 異なるので一概に言えないが、競争性を確保 できるように努力していただきたい。

入札の辞退についての理由を教えて頂き|辞退理由については、電子入札システム上で確

たい。

認をしている。配置予定技術者が確保できないことが多数。

## ●随意契約締結に係る意見聴取について

## 委 員

## 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考えるが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。

## 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考えるが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。

#### 事務局

① 中ノ庄第二排水機場除塵設備改修工事

当該排水機場の除塵設備は、平成9年度に 設置され、それ以降は計画的な改修及び軽微 な修繕を繰り返しているが経年劣化による除 塵設備の除塵機チェーン、ベルトコンベア等 に劣化・摩耗箇所が発生しているため改修を 行うもの。本工事は既存設備の構造及び機能 を熟知し既存設備との適合した機器部品等を 特定すること、その機器等の調達が容易にで きることが必要不可欠な条件となる。契約相 手方はこれまで当該設備全般の機器の診断や 点検、修繕にも携わっていることから除塵設 備の改修に確実な対応が可能である唯一の業 者である。また、施工完了後の維持管理につ いても既存設備と一括してメンテナンス管理 ができることから責任の所在の明確化が図れ るため随意契約を締結した。適用条項は自治 令第167条の2第1項第2号。

#### ② 機殿下排水機場施設改修工事

当該排水機場は、平成19年度に設置され、約16年が経過。今回オーバーホールを行いエンジンの延命化を図るものである。本工事は既存設備の設計、構造及び機能を熟知していること、また、必要となる機械部品等も特定でき、材料の調達が容易にできることが必要不可欠な条件となる。

当該施設の修繕・メンテナンスは、ポンプメ ーカーの代理店である契約相手方が担当し、

## 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考えるが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。 同社は当該施設全般の機器の診断や点検、修繕にも携わっていることからエンジンのオーバーホールに確実な対応が可能で現場状況にも精通している。また、施工完了後のメンテナンス面からも責任の所在を一元化する必要があることから随意契約を締結した。適用条項は自治令第167条の2第1項第2号。

③岩内山口池地区事業計画書作成業務委託 全国的に農業用ため池については老朽化が進 んでおり、近年頻発する豪雨や地震に対して、 ため池耐震性能、豪雨耐性と劣化状況調査を行 い、災害に強い農村づくりを推進するととも に、農村地域の防災力の向上を図るため総合的 な防災・減災事業としてため池改修工事を実施 している。今年度は岩内山口池の改修事業の採 択に向けて事業計画書を作成するもの。業務の 実施にあたり、契約相手方は、昭和52年から 実施しているため池定期診断により本市のため 池の状態を熟知しており、平成25年度には本 池のため池一斉点検とハザードマップの作成を 行い、ため池の現状、下流域に及ぼす被害想定 を把握している。また、平成29年度に耐震性 能調査と令和4年度に豪雨耐性・劣化状況調査 を実施し、その調査内容を基に事業計画書を策 定していくため調査結果を踏まえた適正な計画 書が必要となることから関連性も非常に高くな る。また、事業計画書を作成するにあたり、こ れまで国・県のヒアリングに参加し豊富な知識 と経験を有し、多くの関連情報を保有している ことで適正な事業計画書の作成が可能となる。 このことから自治令第167条の2第1項第2号 により随意契約を締結した。

. . . . . . . . . . . . . . . . . . .

## 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、

④高須地区事業計画書作成業務委託

⑤新川地区事業計画書作成業務委託

やむを得ないものと考えるが、契約金額の 妥当性は十分検討されたい。

> な施設の改修を行い維持管理に努めている。し かし、その多くは今後更新時期を迎えることに なり、施設の長寿命化とリスクの抑制、老朽化 に伴い増加する修繕費用、将来の更新費用のラ イフサイクルコストの低減を図るため県営基幹 水利施設ストックマネジメント事業を計画して いる。事業計画書の作成にあたり契約相手方 は、本市における排水機場の点検整備を昭和 57年より行っており、継続的に当該施設の点 検整備を実施し、施設の状態を総合的に把握し ていることで最適な事業計画書の作成が可能で ある。また、本業務に必要となる情報や資料を 保有しているため現地調査や資料収集などで省 略や省力化することができ経費の縮減効果を見 込むことができる。このことから随意契約の締 結を行った。適用条項は自治令第167条の2第 1項第2号。

市内に存在する39箇所の湛水防除施設(排

水機場)のほとんどが昭和40年代後半から昭和50年代に設置されたものが多く老朽化が激しいため、定期的な点検・修繕とともに計画的

## 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、 やむを得ないものと考えるが、契約金額の 妥当性は十分検討されたい。 ⑥県営ほ場整備計画事業山室地区事業計画書 作成業務委託

同地区の農業者の高齢化や担い手不足により 遊休農地が目立ち始め農村を取り巻く環境は厳 しい状況である。この状況を改善する最も有効 な方法として、ほ場整備事業の構想により、ほ 場の大区画化、農道及び用水路(パイプライ ン)、排水路の整備により、担い手への農地集 積を促進し、経営規模拡大と作業効率の向上に よる生産コストの削減と高収益作物等の栽培に よる生産額の増加を図る。事業計画書作成には 地区内の農地利用の状況及び将来育成すべき経 営体への農地利用集積を進め、土地改良事業計 画の策定をおこなうと共に今後重要となる換地

## 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、 やむを得ないものと考えるが、契約金額の 妥当性は十分検討されたい。

## 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、 やむを得ないものと考えるが、契約金額の 妥当性は十分検討されたい。 計画の樹立及び換地処分の実施が円滑に進められる設計基準の策定を総合的に判断し作成する必要がある。業務の実施にあたり、契約相手方は県下におけるほ場整備事業に参画し、県下の同業務をすべて受託していることで、多くの関連情報を有し、換地業務に必要とされる土地改良換地士をはじめ、ほ場整備や関連法令に精通している技術者が多数在籍し、経験知識も豊富で事業採択に向けた適切な計画書の作成が可能となり、事業開始後の換地業務についても三重県及び地元関係者との連携を図ることができ自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

⑦松阪市総合運動公園スケートパーク改修工 事

松阪市総合運動公園スケートパークは平成 31 年 4 月にオープンし、4 年半が経過。建設に あたっては「一般社団法人日本スケートボード 協会」の監修を受け、施工段階の助言・専門検 査員による施工状況の確認、完成後に安全確認 を行い日本スケートボード協会の認定を受けて いる。また、スケートボードが東京オリンピッ クの正式種目に採用されて以降、注目をあびス ケーター人口の増加やレベルの上昇によりセク ションのデザインやサイズについて、新しいデ ザインのセクションが求められており、今後も ハイレベルな大会に対応するため競技エリアの 改修工事を行うもの。改修工事の施工後、継続 した「一般社団法人日本スケートパーク協会」 の認定を継続するため、同スケートパークを建 設工事の受注やバンク等の状況に精通した相手 方と自治令第167条の2第1項第2号により随 意契約を締結した。

## 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、 やむを得ないものと考えるが、契約金額の 妥当性は十分検討されたい。 ⑧松阪市住民税非課税世帯等への重点支援給付金給付支援業務

本業務は、令和4年2月より実施した「住民 税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」や令 和4年11月より実施した「住民税非課税世帯 等に対する緊急支援給付金」、令和5年6月よ り実施した「住民税非課税世帯等に対する重点 支援給付金」(以下重点支援給付金という)の 支給対象者や支給方法などが大部分において同 じである。過去の給付金業務の実績から、目的 を達成するためには問い合わせ等の電話対応に おける事業内容の把握及び処理審査業務を迅速 に行い、正確に速やかな給付を行うことができ る事業スキームが必要である。

このことから、迅速に可能な実績やノウハウがあり、本業務を熟知しており、これまでの各給付金で行っている窓口業務やコールセンターの電話番号等を活用でき、事前準備設備費等の経費も抑えることができることから随意契約を締結した。適用条項は自治令第167条の2第1項第2号。

## ●次回開催日程及び抽出委員の選出

次回開催日を令和6年3月27日(水)15時からとし、抽出委員は横山委員とする。